TAX JUSTICE
「公正な税制を求める市民連絡会」会報
タックス・ジャスティス
発行：公正な税制を求める市民連絡会
［事務局 連絡先］〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-1 東和ビル4階 埼玉総合法律事務所 弁護士 猪股 正
TEL 048-862-0355 FAX 048-866-0425
公正な税制を求める市民連絡会 検索
HP http://tax-justice.com/
facebook https://www.facebook.com/tax.justice.jp
Vol.13 2018.7

ロスジェネを救う経済政策を

公正な税制を求める市民連絡会 共同代表・作家
雨宮 処凛

5月、『非正規・単身・アラフォー女性 「失われた世代」の絶望と希望』という本を出版した。 団塊ジュニアで、 就職氷河期世代の私も43歳。 この世代は10年前ほど前に「ロスジェネ」と名付けられ、 当時はまだ20代なかばから30代なかばだったことから「若者の未来が心配だ」と将来を案じられたりもしてきた。が、 それから10年。 ロスジェネを巡る状況は、「10歳、 年をとった」だけでちっとも好転していない。それどころか、 存在そのものが忘れられた感がある。

周りを見渡せば、 同世代の中には20歳の頃と同じ最低賃金ギリギリの時給で働く人も多く、 実家を出られない人も少なくない。「失われた20年」と20歳から今までが丸かぶりした現在のアラフォーは、 親世代が20～40歳の間に手に入れた「就職」や「結婚」「出産」「子育て」「ローンを組んで家を購入」などを何ひとつ手にしないまま中年となった者が多く、 女性には「出産可能年齢」という新たな壁も立ちはだかりつつある。 数年前から、 自らを「絶滅危惧種」と呼ぶ人も現れた。「種」を残せないからだ。

『非正規・単身・アラフォー女性』にも、「10年後のロスジェネ」の苦境が滲む。 ガンが発覚して派遣の仕事を切られた女性、 237社を渡り歩いてきた女性、 将来への不安から婚活に邁進するも年齢が壁となってしまう女性、 親の介護に直面した女性などが登場する。

35～44歳の独身女性のうち、 非正規で働く人は4割。 非正規女性の平均年収は148万円。 そして35～44歳の親同居未婚者は男女合わせて約300万人。 こうなると、 実家を出られないまま親の介護に直面する可能性も高い。 アラフォー世代の苦境は、 今後、 さまざまな形で親世代の人生にも更に大きな影響を与えていくだろう。

もちろん、 大変なのはロスジェネだけではない。「子どもの貧困」や「下流老人」という言葉が示すように、もはやこの国では全世代に貧困が広がっている。 が、 今まさに忘れ去られようとしている自分の世代がどう生き延びるかは喫緊の課題だ。 少なくない人が、 資産形成の機会もスキルを身につける機会も奪われて中年となり、 未婚率と非正規率ばかりが高止まりしている。 簡易宿泊所の火災で何人死亡、 なんてニュースが流れるたびに、「自分の将来の姿かも・・・」と呟くロスジェネが、 希望を持てる経済政策。この世代が生き延びるモデルを作れたら、 それは確実に、 下の世代に継承されるのだ。

生活保護に何が起きているか

生活保護問題対策全国会議代表幹事・弁護士
尾藤　廣喜

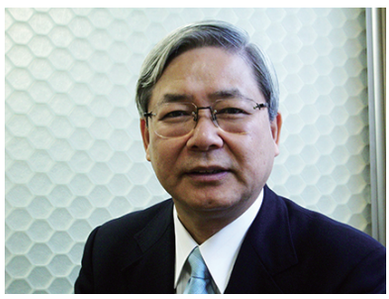

●生活保護制度の役割

生活保護制度は、憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障するとの定めに基づく制度です。私たちの誰もが、病気になったり、障がいを負ったり、高齢になったり、一人親家庭になったりすることによって、「健康で文化的な最低限度の生活」を維持できなくなることがあり得ます。そんな時に、国の責任で生活を保障する制度が生活保護制度です。

また、生活保護制度の役割は、それだけでありません。働く人たちの最低賃金が、生活保護制度で定める基準との「整合性に配慮する」とされている（最低賃金法9条3項）ところから、保護基準がどうなるかは、最低賃金の水準にも影響を及ぼすことになります。
さらに、年金の給付水準にも関係しているのが実態です。つまり、保険料を支払って高齢になったときなどに給付を受ける年金の額が、生活保護の給付水準を下回るということであれば、保険料を支払う意味がないとされることに繋がるからです。

そして、生活扶助基準は、住民税の課税基準、就学援助の利用条件、さらには、保育料の負担や高額療養費の自己負担金の基準など国の47の制度の利用負担にも影響を与えます。

つまり、生活保護基準は、国が市民にどのような内容と程度の生活を保障しているのかを示すナショナル・ミニマムの役割を担っているものなのです。ですから、そのあり方は、生活保護制度の利用者だけに影響を与えるものではなく、多くの市民の生活を下支えするものです。

●ナショナル・ミニマムの大幅な引き下げ

このような重要な役割を担っている生活保護制度ですが、2004年以来、その基準が次々と引き下げられています。最初の大幅な引き下げは、2004年からの老齢加算の削減・廃止、2005年からの母子加算の削減・廃止でした。このうち、母子加算は民主党政権下の2009年に復活しましたが、老齢加算は、廃止されたままになっています。

このため、2013年の生活扶助基準の見直しにあたって、厚労省の社会保障審議会生活保護基準部会の報告書では、基準はおおむね妥当であるとしたうえで、高齢者については、老齢加算が廃止されたので、生活扶助基準を上げないと生活困難に対応できないとされていました。また、この報告書では、今後は、低所得層との比較で保護基準を決めるのではなく、最低生活費のあるべき姿を国際的な研究成果を生かしながら、別の方法も検討すべきであるとしています。

ところが、厚労省は、基準部会でも議論されなかった「物価の下落」を理由に、しかも、それも物価偽装と批判される根拠のない計算方法を採用して、2013年から3年間で平均6.5%、最大で10%の生活扶助基準の引き下げを行ってしまったのです。そのうえ、その決定にあって、部会の検討結果の数値を半分しか反映させない形で基準額を決定したということも明らかになっています。

先日、6月7日の緊急院内集会でも、前基準部会部会長代理の岩田正美日本女子大学名誉教授は、「物価の下落」論については、「私たちは全く関与していない」などと発言されています。そして、この引き下げ後、2015年に厚労省は、住宅扶助基準と冬季加算の引き下げを実施しています。

●さらなる引き下げが意味するもの

さらに、2013年に引き続いて5年目の見直しがなされる2018年になると、厚労省は、同年12月14日に、同年10月から3年間で平均1.8%、最大5%、年額で160億円に及ぶ生活扶助基準引き下げを決定しました。

この引き下げの第1の問題点は、このような決定にあたって、当事者の生活実態の聞き取りや家計調査などを全く行うことなく実施したことにあります。障がい者の分野では、「私たちのことを、私たち抜きで決めないで」という考え方はあたりまえになっていますが、生活扶助基準の決定の際にはこれがなされていないのです。

また、第2の問題点は、国民の下位10%の所得層の消費水準と生活保護利用世帯の消費水準を比較して、保護利用世帯の方の消費が多いとして引き下げを決定したことです。日本では、生活保護制度の捕捉率（制度を利用できる人が実際にどれくらい利用できているかという割合）は、約2割と言われていますが、その中でこういう形で比較すると、実際には生活保護を利用できるにもかかわらず、がまんして利用していない世帯を比較の対象とする可能性が強くなります。これでは、低所得者同志の消費水準を比較しているだけで、「負のスパイラル」となり、次から次へと引き下げの結果をもたらすことになります。

国連の人権専門家は、5月24日に、このような手法では、「ますます多くの人々を貧困に陥れることになる」とし、負の影響を緩和するための対策を講じるべきであると政府に警告しています。

●さらに続く生活保護法の「改悪」

生活保護制度の「改悪」は、基準の引き下げだけにとどまりません。安倍政権は、自民党の一部議員が行った「生活保護バッシング」を利用して、「法」そのものの「改悪」を図ってきました。

今回、生活困窮者自立支援法等の改正の「等」という形で、生活保護法の「改正」案に、法63条に基づく「払いすぎた保護費の返還債権」について、法78条の返還請求権と同じく非免責債権化するとともに保護費からの天引き徴収を可能とする内容が盛り込まれました。そして、生活保護の医療扶助について、後発（ジェネリック）医薬品の使用に「努める」ことから「原則とする」ことへの「変更」が、盛り込まれました。しかも、これが2018年6月1日に成立してしまいました。

前者は、法78条が、生活保護費を不正受給した場合の規定で、この債権は不法行為に基づく損害賠償請求権ですが、法63条は単に保護費を受け取りすぎた場合の規定で，この債権は不当利得返還請求権の性質をもつもので、両者は全く異なります。にもかかわらず、これを、強制徴収の面、破産した場合の取り扱いについて、同じ取り扱いとすることには全く根拠がありません。

また、後者は、世界医師会総会が1981年に採択した「患者の権利に関するリスボン宣言」での「患者の自己決定権」を無視したものです。また、もともと、経済的な差に関係なく「いのちと健康は平等に保障されるべきだ」という考えに立ってきた日本の医療を根本的に覆すものです。いずれも、きわめて重大な「改悪」です。

●これらの動きに対抗した運動と対案の提示

これらの生活保護制度に対する攻撃は、財政赤字を理由に、自助・自立を強調する社会保障制度全体の切り捨ての先駆けとしてなされているものです。

私たちは、今、「いのちのとりで裁判」で2013年からの引き下げについて裁判で闘っています。しかし、生活保護制度の充実は、生活保護だけで運動していたのでは実現できません。年金、障がい者施策、労働政策の充実など他の施策の充実と連帯して、全体として「底上げ」を図らないと実現できません。また、「改悪」反対でだけでなく、申請権の確立、捕捉率の大幅な引き上げ、資産保有の緩和など、「真の改正案」を積極的に提案していくことも必要です。

そのためにも、公正な税制を実現して、社会保障充実のための財源はあるのだということ明らかにするため、皆さんとともに運動を進めていくことが大切です。

書籍紹介

『ソウルの市民民主主義―日本の政治を変えるために』 白石孝編著

「かつて、ソウルは人間ではなく土建に投資をしていたこともありました。かつて、ソウルは福祉を浪費とみなしていたこともありました。」「この６年間、ソウルは市民の暮らしに投資してきました。この６年間、ソウルは、人という財産に投資してきました。この６年間、ソウルは債務を半分に減らし、福祉予算を２倍に増やしました。」これは、韓国の首都ソウル市のパク･ウォンスン（朴元淳）市長の「2018 新年の挨拶」からの抜粋です。パク・ウォンスン市長は 2011 年 10 月からソウル市長を務め、無償給食の実施、ソウル市立大学の授業料の半額化、ソウル市で働く非正規労働者の正規化、出前福祉ともいうべき福祉制度の創設など、さまざまな改革を行ってきています。本書は、ソウル市の素晴らしい改革の息吹とソウル市政と文在寅新政権を生み出した韓国の強力な市民運動の息吹が伝わってくる書であり、日本の政治・社会を変えたいと願っている市民活動家の必読文献です。（書評：宇都宮）

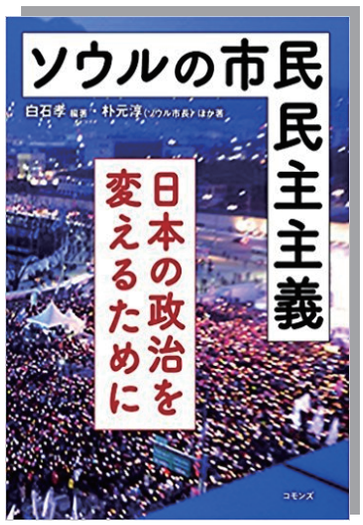

コモンズ　1500 円＋税

『社会保障知っトクまるわかり―安心生活をつくる38の方法』
全国クレサラ・生活再建問題対策協議会 社会保障問題研究会編

社会保障関連法は、毎年、対象、支給要件、交付額が悪化し、市民生活が圧迫されている。これに対抗するには、まず法律と制度を知ることが必要といえるが、利用者目線で執筆された本は少ない。本書は、社会保障制度の基本を１１の分野、計３８のＱ＆Ａ形式で、必要かつ有効な対応策を示している。冒頭、社会保障の意義と必要性・有効性を説き、憲法 25 条「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を生きた制度とするための、社会保障切り捨てへの対抗策を呼びかける。年金制度、雇用分野、医療分野、生活困窮者自立支援法、教育制度、奨学金問題、住宅問題、税金の滞納と対応策について、弁護士、社会保険労務士、司法書士などの専門家が解説するほか、行政職員や利用者によるコラムも掲載。書名のとおり、手元に置いて知ることで大変役に立つ良書である。（書評：水谷）

耕文社　1500 円＋税

『チャヴ　弱者を敵視する社会』オーウェン・ジョーンズ

「階級は消滅した」という言説の流布とともに、私たちの周囲から「労働者階級」は見えなくなってしまった。しかし本当に階級はなくなったのであろうか。本書はそんな基本的な問いに答える手がかりを与えてくれる。キーワードは本書のタイトルの「チャヴ」である。チャヴとは一般的には「経済的に貧しい家庭で育った若者」を指すが、多くの人は「悪趣味で下品で暴力的な若者」という意味で使う。その言葉が今英国では「白人労働者階級」と同義語として使われ、さらに労働者階級全体を冷笑し、蔑視する言葉として使われているという。最下層の人々を劣等視することは、社会の不平等を正当化する便利な手段である。著者は本書の目的を、「チャヴ」という言葉で見えなくされている労働者階級の実像を示すことと説明している。本書の読者は貧困、格差問題の根底に横たわる階級政治を再認識するであろう。（書評：合田）

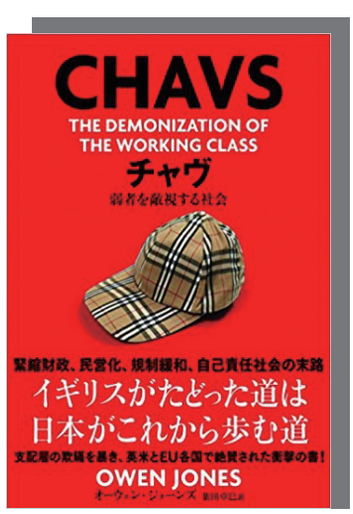

海と月社　2400 円＋税

Q 未婚のひとり親は寡婦控除を受けられない？

A

寡婦控除とは、夫と死別または離婚した後婚姻していない者で扶養親族がいる人や、夫と死別した後婚姻をしていない者で合計所得500万円以下の人は、27万円（特定の寡婦は35万円）の所得控除が受けられる制度です（寡夫控除については今回省略）。

●寡婦控除の何が問題なのか

寡婦控除における問題点は、「離婚または死別によるひとり親は寡婦控除の対象となる一方で、未婚のひとり親は寡婦控除が受けられない」ということです。

離婚、死別、未婚のいずれも「ひとりで子供を育てている」という事実は、まったく同じです。未婚のひとり親が寡婦控除を受けられないという現行法は、明らかにおかしいのではないでしょうか。

日本弁護士連合会も、2014年1月に公表した「寡婦控除規定の改正を求める意見書」において、次のとおり述べています。

『寡婦控除制度の目的が、担税力の弱い寡婦の保護（つまり経済力の弱い者の保護）にあるとすると、客観的には最も経済的に弱い立場にある者の多い非婚母子が、法律婚死別となった女性や、法律婚離別となった母子に比べ、担税力が強いという社会的実態、立法事実は認められないから、「法律婚を経た母子」と「非婚の母子」とを区別する合理性は見いだし難い。

また、2013年9月4日の最高裁大法廷決定は、父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されないとして、非嫡出子への法定相続分差別を憲法14条1項に違反する、と判断しているが、この理は、婚姻歴の有無で、寡婦控除の適用が差別されてその子に不利益を及ぼすことが許されないことも示している。

さらに国連機関からも、婚外子のあらゆる差別を解消するよう再三求められているところでもある（1972年6月2日国連経済社会理事会第1818総会において採択された「非婚の母の地位」に関する勧告、2001年9月24日経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会の勧告）。

したがって、婚姻歴の有無により、寡婦控除の適用について差別する現行制度は合理性を欠き、憲法14条の平等原則に反し違憲であることは明らかである。』

なお、厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」によると、母子世帯になった理由別の構成割合は、離婚79.5%、未婚8.7%、死別8.0%となっており、未婚が死別を上回っています。

●所得税・住民税の改正を

同じひとり親の不公平を解消するため、一部の自治体では未婚でも寡婦とみなして独自に支援をしています。しかし、国民年金保険料の減免や所得税・住民税の寡婦控除は、法改正で寡婦の定義を変える必要があります。

NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ理事長の赤石千衣子さんは「未婚の母親は、やむを得ない事情がある人も多い。収入も低く、不利な状況が重なっている。（寡婦と）同等に扱うことが、子どもの貧困対策の趣旨にも合う」と、法改正を訴えています（2018年2月4日東京新聞）。

2018年度税制改正大綱には、検討事項として「子どもの貧困に対応するため、婚姻によらないで生まれた子を持つひとり親に対する税制上の対応について、児童扶養手当の支給に当たって事実婚状態でないことを確認する制度等も参考にしつつ、平成31年度税制改正において検討し、結論を得る」と記載されました。

来年度の税制改正において、未婚のひとり親を寡婦控除の対象とする改正がなされることを、強く望みます。

（税理士　内田麻由子）

【特別寄稿】

大学授業料の無償化とは何か

柴田　武男

大学の授業料を無償化することは、税金で負担することです。国立大学で収入の14.7%、私立大学で収入の76.9%が授業料収入で、私立大学法人の学生納付金収入は3兆1373億円、公立大学法人全体の学生納付金収入は801億9700万円、国立大学法人全体の学生納付金収入は3642億円という試算を利用すると、約4兆円弱で大学・大学院の授業料無償化が実現できることになります。ちなみに、文科省全体の予算は5兆3千億円（平成29年度）で、文教関係予算は約4兆円です。ここでのテーマは、大学授業料無償化にいくら掛かるのかではありませんから、大雑把に文科省の文教関係予算が倍になる程度で進めます。

さて、これだけのお金をかけて無償化する意味は何でしょうか。賛否両論があります。財政的に負担が大きいから反対する意見も当然ありますが、お金があっても反対という意見も根強いです。理由は受益者負担です。大学教育の恩恵を受けて、高収入が得られるとしてもそれは教育を受けた本人に帰属するのだから、当然受益者負担とすべきだという理屈です。いや、そうではない、高い収入を得られればそれだけ納める税金も多くなるから、国の投資としてペイするという立場もあります。また、生産性が上がるのだから、社会全体が恩恵を受けるという指摘もあります。だったら、教育レベルの低い大学は無償化せず、投資効率の高い大学だけ無償化すべきという主張もありますし、そうではない、教育レベルの底上げこそが必要で、格差是正には全ての大学の無償化が必要だという主張もあります。

バリエーションとして、授業料の無償化ではなく、給付制奨学金の充実こそ正しい政策という考え方もあります。この考え方の基本には、やる気のある優秀な高校生には進学の機会を与えるという発想があり、逆に言えば、勉強もろくにしないＦランク大学に進学するのに税金をかけるのはムダだという認識があります。大学授業料無償化、つまり税金で負担することの反対論には、このＦランク大学論があるというのが私の整理です。Ｆランクと受験業界から序列化される大学に27年間勤務した経験から言わせていただくと、東大・京大の教育は80点取れる学生を90点にするというもので、Ｆランク大学では50点の学生を70点にしているのです。教育効果とすれば、20点の増大ですからＦランク大学の方が教育効果が高いと言うことになりますが、世間的には90点と70点です。特に就職戦線では例えば80点を要求されると、Ｆランク大学だから70点で良しとはしてくれませんから、80点取れる大学に良い席は占められてしまいます。結果、ろくな就職も無いという結果になります。それが現実です。

世の中には、262といわれる法則があります。自然界でも、人間界でも、2と6と2に分かれるというものです。私は結構信じていますが、根拠はありません。大学で言えば、2は優秀、6は普通、2は出来悪し、となります。これは教員学生両方に当てはまります。私は多くの大学で教員経験がありますが、その通りでした。早稲田で教えようと、明治で教えようと同じでした。そして、名門大といわれる大学の下の2はＦランク大学の上の2に劣ります。それが実感です。そして、私の27年間の教員経験で最も優秀な学生はＦランク大学にいました。朝日新聞に彼女の経歴が掲載され、その記事で初めて知ったことですが、受験校に進学してしばらくして高校に通えなくなり、引きこもりました。しばらくして私の勤務校に大検資格で進学して、私のゼミを選んでくれました。藤井君を弟子に迎えられた杉本七段の喜びが分かります。

Ｆランク大学は、入試が易しいですから多様な学生がきてくれます。入試が難しいと答案を上手に書ける学生ばかりになります。Ｆランク大学もそれなりに良さがあります。教育とはそんな多様性を前提に行われるものでしょう。学ぶと言うことは良いことです。大抵プラスに働きます。大切な税金ですが、教育に使うのは決して無駄にはならないと、そんな緩い結論です。

柴田 武男（しばた たけお）

大学非常勤講師。
3月に27年間勤務した大学を退職して、
現在、各種社会活動に勤しむ日々。

会員のひろば

＼＼ 会員の皆様といっしょにつくるページ ／／

「公正な税制を求める市民連絡会」は、
「個人会員」と「団体会員」によって成り立っています。

団体会員

◆「いのちのとりで裁判」にご注目を！

生活保護問題対策全国会議　事務局長　弁護士　小久保哲郎

生活保護問題対策全国会議は、生活保護制度の改悪を阻止し社会保障制度の充実を求めることを目的として設立された団体で、弁護士、司法書士、研究者、生活保護ケースワーカー、支援者、生活保護利用当事者などで構成されています。

2013年8月から3年かけて平均6.5%、最大10%の史上最大の生活保護基準引き下げが強行され、これに対しては、全国29都道府県で1000名を超える原告が違憲訴訟（いのちのとりで裁判）を闘っています。そんな中、さらに追い打ちをかけるように、今年10月から平均1.8%、最大5%の生活保護基準引き下げが始まります。この動きに対しては、前回同様に全国で集団審査請求（都道府県知事に対する不服申立て）運動を経て、訴訟提起へと進むことになると思いますので、ぜひご支援をお願いいたします（詳しくは「いのちのとりで裁判全国アクション」のHPをご覧いただき、ご入会やご寄付などのご協力をいただけるとありがたいです）。

一方、今国会では、野党6党が、生活保護基準の引き下げ凍結や生活保護世帯の大学生の世帯分離廃止などを内容とする「子どもの生活底上げ法案」を提出するなど新たなムーブメントも見られます。私たちも防戦一方ではなく攻めの運動に転換すべく、研究者の方々の協力を得て諸外国に学び、あるべき改革案を提案する『これがホントの生活保護改革～「生活保護」法から「生活保障」法へ～』を鋭意執筆中です（8月には明石書店から刊行予定）。

個人会員

◆恩田杢が教える改革

名嘉圭太（団体職員）

池波正太郎『真田騒動　恩田木工』（新潮文庫、1979年）は、乱費と放蕩の限りを尽くし窮乏の中にあった信州松代藩を立て直した恩田杢の話である。

杢の改革以前は、ひたすら倹約と領民への取り立てだけが進められた。竈の火の焚き方など本質的でない倹約法まで横行したが、家臣は反発し、領民は疲弊し、失敗に終わる。

笠谷和比古『真田松代藩の財政改革　「日暮硯」と恩田杢』（吉川弘文館、2017年10月）によれば、恩田杢の改革の特徴は、⑴重臣たちに「すべての施策に全面的に従う」旨の誓約書を提出させる代わりに、自ら不正を犯したら「いかなる処罰も甘受する」という相互契約、⑵家臣や領民との大規模集会における対話と合意の形成（その杢の説得劇は、『真田騒動－恩田木工』では圧巻である）、⑶大阪の金融資本に頼らない税制制度として「年貢月割金納制度」の導入と合理的で精緻な帳簿体系の構築、など。

転じて現代である。３月に出された経済財政諮問会議「経済・財政一体改革の中間評価」では、社会保障費の自然増削減が目標通りに進められたのにも関わらず、補正予算の乱発などで財政規律が緩んだことを告白した。「骨太方針２０１８」で求めていることは、さらなる社会保障費の削減である。一方でモリ・カケのように自らを律しない政府の姿を私たちはみている。

削減一辺倒ではなく、対話と合意、政府自らが律することが財政健全化の確実な道だと、恩田杢は教えているのではないか。

投稿募集中

会員の広場へ投稿をお寄せください。
本文300字～600字程度で、タイトルもつけてください。
投稿方法①氏名　②職業　③年齢（任意）
④電話番号を明記のうえEメールにて、
uchida@n-sk.org（内田）までお送りください。

会員専用メーリングリスト（ML）にご登録ください！

会員専用MLへご登録いただくと、最新ニュースが届くほか全国の会員と情報交換をすることができます。
※MLの招待メールがまだ届いていない会員の方は、お名前・Eメールアドレスを明記の上、uchida@n-sk.org（内田）までお問合せください。

【第３期会計報告（要旨）】

活動計算書

2017 年 4 月 1 日から 2018 年 3 月 31 日まで

（単位：円）

Ⅰ 経常収益		
受取年会費	404,000	
集会資料代収入	223,000	
受取寄付金	600	
雑収入・受取利息	1,790	
経常収益計		629,390
Ⅱ 経常費用		
事業費	608,888	
経常費用計		608,888
当期正味財産増減額		20,502
前期繰越正味財産額		681,485
次期繰越正味財産額		701,987

貸借対照表

2018 年 3 月 31 日現在

（単位：円）

資産の部		負債・正味財産の部	
【流動資産	778,409】	【流動負債	76,422】
現金預金	778,409	未払金	42,422
		前受金	34,000
		【正味財産	701,987】
資産合計	778,409	負債及び正味財産合計	778,409

個人会員・団体会員を募集中!

入会された方には年４回、会報を郵送します。また会員専用ML（メーリングリスト）にもご参加いただけます。

入会方法

①ホームページより入会申込書をダウンロードして、お名前・ご住所 等をご記入のうえ、事務局へ FAX（048-866-0425）にてお送りください。

②年会費をお振込みください。会計年度は毎年４月１日から翌年３月31日までです（年の中途で入会した場合でも年会費の月割りはありません）。

年会費

団体1口／1万円　個人1口／2千円　学生1口／500円

＜振込先＞ゆうちょ銀行　口座名義：公正な税制を求める市民連絡会

【ゆうちょ銀行から振込みの場合】

記号番号：10160－446381

【他行から振込みの場合】

ゼロイチハチ（018）支店　普通預金　口座番号：0044638

【編集後記】

■都会の片隅で、児童虐待によりまた一つ小さな命が奪われてしまいました。先日、自宅への帰途、子どものひどい泣き声が長時間続いていたため、何か起きてからでは遅いと思い、児童相談所へ通報しました。増え続ける児童虐待に対し、児童相談所はどこも人手が足りず、充分なケアができずに手遅れとなる例が後を絶ちません。税金の使い道を、いま一度考え直すべきではないでしょうか。（内田）

■この５月、ロンドンを訪れた。５月のロンドンはいっせいに花開き、小鳥がさえずる素晴らしい季節である。タックス・ジャスティス・ネットワーク代表のクリステンセン氏と再会し、タックスヘイブンの中心地シティの金融街を案内してもらう。さらに、メガバンクや大手会計事務所の高層ビルが天を突く新金融街カナリー・ワーフにも足を伸ばし、進化する金融都市ロンドンを廻った。（合田）

＊開催予告＊

【総会＆設立３周年記念集会】

希望と連帯の社会をめざして
～格差社会を乗り越える財政とは～

日時　**2018 年 7 月 29 日（日）**
14：00 ～ 17：30（開場 13：30）

場所　**主婦会館プラザエフ　8階スイセン**

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15

・JR 四ツ谷駅麹町口（歩１分）

・地下鉄南北線 / 丸の内線四ツ谷駅（歩３分）

資料代　**1000** 円　**事前申し込み不要**

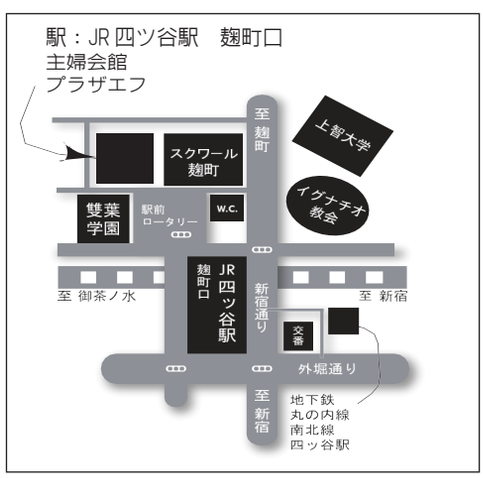

【プログラム】

14：00～　総会

14：15～17：30　設立3周年記念集会

★14：15～　シンポジウム

当事者報告

基調講演1　**松尾　匡** さん

「財源はある、必要なのは政治的意志だ」

基調講演2　**高端正幸** さん

「税とは何か？

『分かち合い』を実現するための財政社会学」

～～休憩　10分～～

★15：45～　パネルディスカッション

松尾　匡さん　　立命館大学教授

高端正幸さん　　埼玉大学准教授

竹信三恵子さん　和光大学教授、ジャーナリスト

宇都宮健児　　弁護士・市民連絡会共同代表

猪股　正　　弁護士・市民連絡会事務局長